

「令和4年度「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースについて」

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、2019年4月から、制度の導入が努力義務化されました。

「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースとは、勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業事業主を支援する助成金です。本助成金を活用し、月45時間を超える時間外労働がある方は、勤務間インターバルを導入しつつ、助成金を活用した生産性の向上をご検討ください。

●支給対象となる事業主

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- (2) 次のアからウのいずれかに該当する事業場を有する事業主であること
 - ア 勤務間インターバルを導入していない事業場
 - イ 既に休息时间数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - ウ 既に休息时间数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場
- (3) 全ての対象事業場において、交付申請時点及び支給申請時点で、36協定が締結・届出されていること。
- (4) 全ての対象事業場において、原則として、過去2年間に月45時間を超える時間外労働の実態があること。
- (5) 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。

●支給対象となる取組

いずれか1つ以上実施してください。

- 1 労務管理担当者に対する研修
 - 2 労働者に対する研修、周知・啓発
 - 3 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
 - 4 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - 5 人材確保に向けた取組
 - 6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
 - 7 労務管理用機器の導入・更新
 - 8 デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
 - 9 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など)
- ※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

●成果目標の設定

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休息时间数が「9時間以上11時間未満」または「11時間以上」の勤務間インターバルを導入し、定着を図ること。

具体的には、事業主が事業実施計画において指定した各事業場において、以下のいずれかに取り組んでください。

ア 新規導入

勤務間インターバルを導入していない事業場において、事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とする、休息时间数が9時間以上の勤務間インターバルに関する規定を労働協約または就業規則に定めること

イ 適用範囲の拡大

既に休息时间数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下であるものについて、対象となる労働者の範囲を拡大し、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とすることを労働協約または就業規則に規定すること

ウ 時間延長

既に休息时间数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象として、当該休息时间数を2時間以上延長して休息时间数を9時間以上とすることを労働協約または就業規則に規定すること

上記の成果目標に加えて、対象事業場で指定する労働者の時間当たりの賃金額の引上げを3%以上行うことを成果目標に加えることができます。

●支給額

取組の実施に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて支給します。

対象経費の合計額に補助率3/4（※）を乗じた額を助成します（ただし次の表の上限額を超える場合は、上限額とします）。

（※）常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で6から9を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

休息时间数（※）	「新規導入」に該当する取組がある場合	「新規導入」に該当する取組がなく、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」に該当する取組がある場合
9時間以上 11時間未満	80万円	40万円
11時間以上	100万円	50万円

（※）事業実施計画において指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間のうち、最も短いものを指します。

賃金額の引上げを成果目標に加えた場合の加算額は、指定した労働者の賃金引上げ数の合計に応じて、次の表のとおり、上記上限額に加算する。なお、引き上げ人数は30人を上限とする。

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

●事業実施期間・申請締切

事業実施期間：交付決定の日から2023年1月31日（火）まで

申請締切：2022年11月30日（水）まで ※必着

●参考資料

- 働き方改革推進支援助成金ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>

- リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000921872.pdf>